

障害者虐待防止は、障害者に関わるすべての人達の取り組みです。正しい理解と知識を持ちましょう。

障害者にかかわるみなさん 障害者虐待防止法の学習会を しませんか？



- 平成24年10月より、障害者虐待防止法が施行されました。
障害者虐待は障害者の尊厳を害し、自立や社会参加の妨げとなります。

山梨県障害者権利擁護センターでは、障害者虐待防止の取り組みを推進し支援を行っています。

例えば、職場や施設、地域での学習会へおうかがいし、わかりやすく説明したり、障害者虐待をおこさなための支援をしています。

虐待とは、暴力だけではありません。無意識のうちに行われている場合があります。だからこそ、無関心にならず、知識や意識が必要です。

障害者虐待防止は、障害者にかかわるすべての人、そして社会全体が取り組むべき課題なのです。

- ※ 学習会や研修会を希望される場合は、裏面の様式にて必要事項をご記入の上、1か月前までに下記へご連絡下さい。

山梨県障害者権利擁護センター
(社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会)
甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ1F
山梨県障害者社会参加推進センター内
TEL 055 (254) 6266
FAX 055 (251) 3344
E-mail : tam@sanshoukyou.net
担当：齊藤 玉木

山梨県障害者権利擁護センター

055-251-3344

障害者虐待防止研修申込書

ふりがな	
団体名	
所 在	〒
担当者名	
TEL/FAX	
E-mail	
開催希望日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分
会 場	
参加予定人数	名
備 考	

- ※・1ヶ月前までに、FAXにて申し込んで下さい。
- ・パワーポイントを使用しますが、プロジェクター・スクリーンなどがない場合は、こちらで用意ができますので、備考欄に記入して下さい。
 - ・会場の手配は申請者でお願いします。